

◎新潟県告示第125号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名称を変更する指定構造計算適合性判定機関
財団法人新潟県建築住宅センター
- 2 変更後の名称
一般財団法人にいがた住宅センター
- 3 変更する年月日
平成25年2月1日